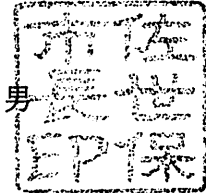


佐世保市公告第76号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5第1項の規定に基づく支障の除去等の措置を命ずべき者(以下「処分者等」という)のすべてを確知できないので、法第19条の8第1項の規定より、次のとおり公告します。

平成25年3月1日

佐世保市長 朝長 則 男



1 講ずべき支障の除去等の措置の内容

有限会社環境アセスメント産業が産業廃棄物処理業として使用権原を有していた佐世保市柚木元町1212番1、1215番、1216番2に残置されている産業廃棄物及び有限会社環境アセスメント産業が処分に係わった佐世保市柚木元町1210番1に残置されている産業廃棄物を撤去し、適正に処分を行うこと。

2 支障の除去等の措置を講ずべき者

法第19条の5第1項各号に掲げる者(以下「処分者等」という)

3 命令年月日及び履行期限

(1) 命令年月日 平成25年3月1日

(2) 履行期限 平成25年7月31日(着手期限を平成25年3月13日とする)

4 佐世保市長による措置等

佐世保市長は、処分者等が1に掲げる支障の除去等の措置を講じない場合は、法第19条の8第1項の規定に基づき、自ら当該支障の除去等の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を処分者等から徴収する。

5 問い合わせ先

佐世保市環境部 廃棄物指導課

〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町1番8号(電話:0956-20-0660)